

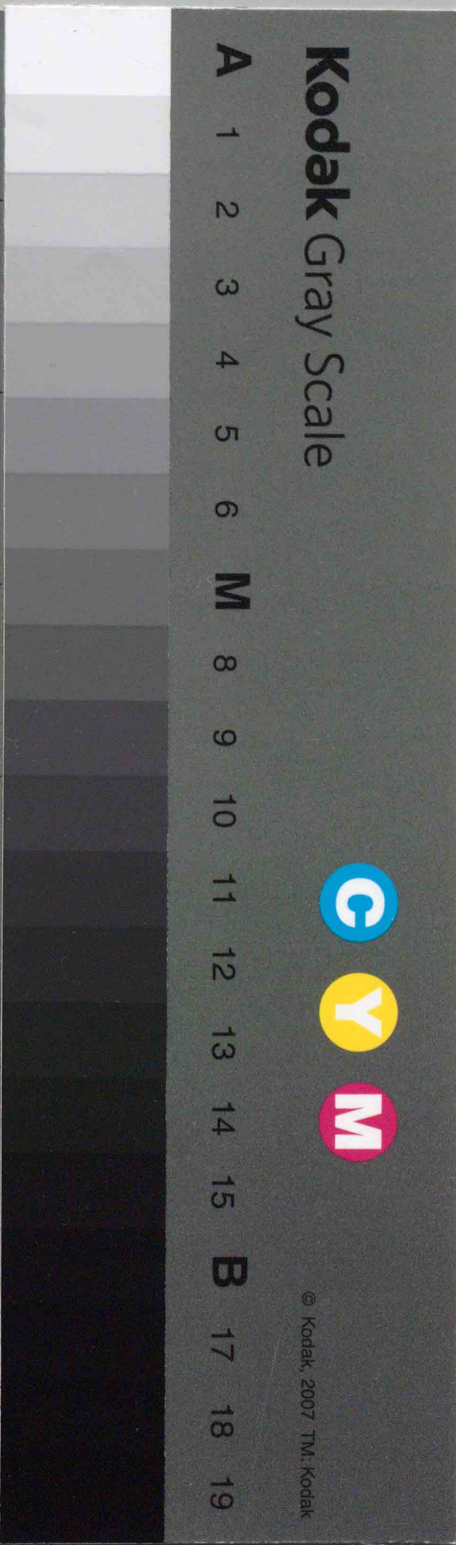
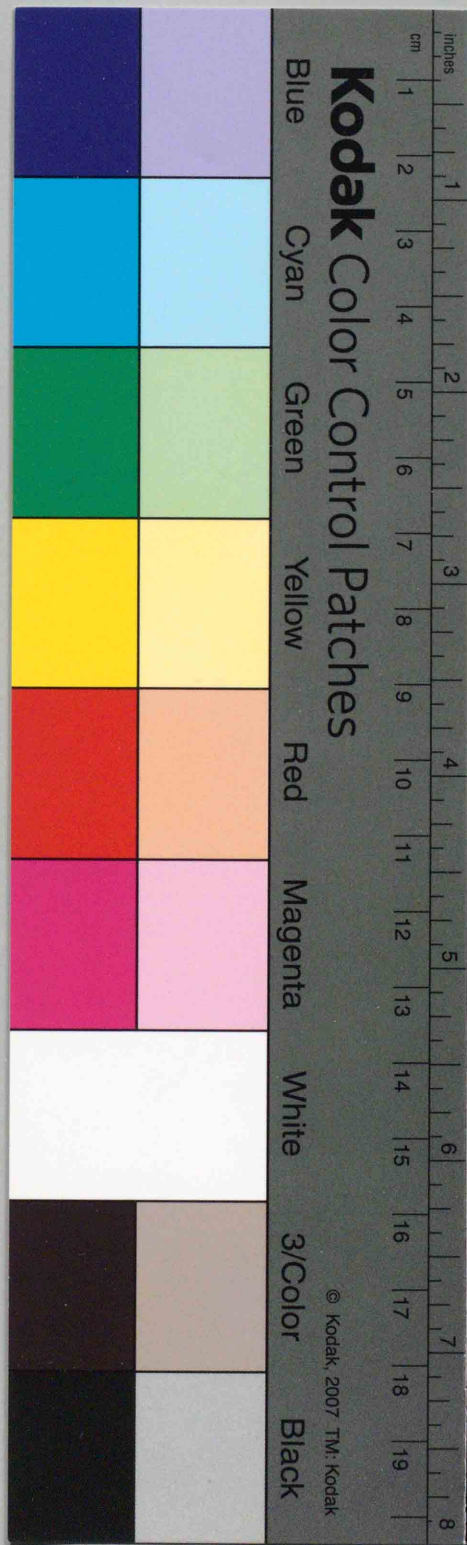
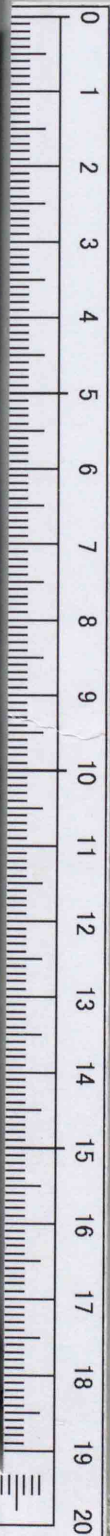
修身及公民科

日本青年學校教科書卷三

行發社本日之業實

教科書文庫
4
110
44-1941
2000080167

本科男子五年制用



40540

教科書文庫

4
110
44-1941
20000 80167

資料室

日四十二月十年六十和昭

濟定檢省部文

用制年五子男科本科民公及身修校學年青

教科書文庫

4

110

44-1941

2000080167

4C
110
BB16

修身及公民科

實業之日本社發行

日本青年學校教科書卷三

國民精神文化研究所員省
助東 範京
京 學京
帝 校高
教 國 大 教等
投學 授師

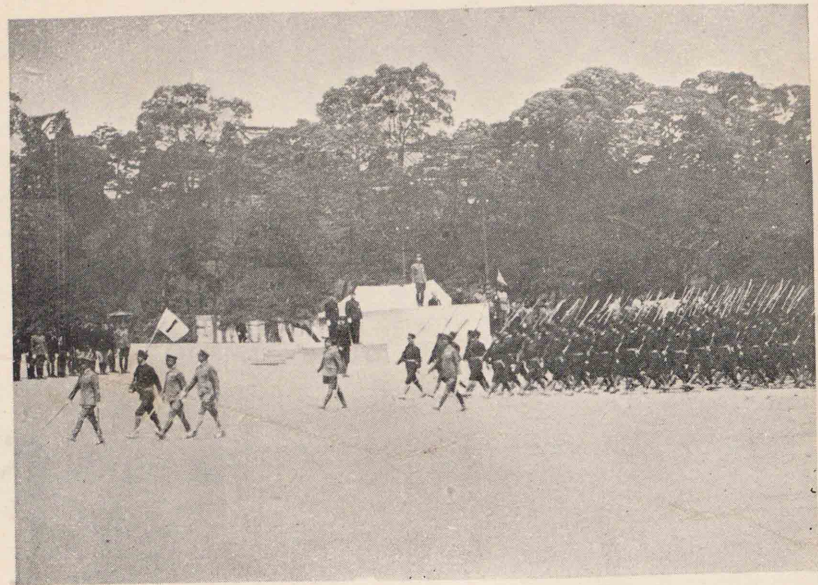
伏海石
見後山
猛宗脩
彌臣平

共著

広島大学図書

2000080167





御親閱
(昭和四十五年五月二十二日)



青少年學徒ニ賜ハリタル勅語（昭和十四年五月二十二日）

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繫リテ汝等青少年學徒ノ双肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ孝々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尚淺ク庶政益更張ヲ共ニス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖祖宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚々大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヨリ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ務メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮

華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安樂社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

凡例

- 一 本書は青年學校教授及訓練要目に準據し、修身及公民科の教科書として著作したものである。
- 一 要目に示された根本精神を的確に把握し、各課の事項を忠實に論述し、其の注意箇條を十分に生かすことは、本書の著作上特に努力した所である。
- 一 各課の冒頭に明治天皇の御製を奉掲し、生徒をして日々謹誦せしめつゝ、畏き御心を體じて學習せしめるやうに工夫した。
- 一 各課の末尾に設問を記し、學習事項の整理と反省とに資すると共に郷土の生活に即して之を實踐化せしめる途を講じた。
- 一 全巻を通じて文章をなるべく簡易平明にし、而も清新潑刺たる

青年の心情に適合せしめることは本書の特に苦心した點である。難語句には振假名を附し註釋を加へた。
一 本書を使用せられる實際教育家諸賢が其の尊い經驗から忌憚なき御批評を寄せられ、本書の完成に協力せられんことは吾々著者の衷心希望する所である。

昭和十四年八月

著者識

日本青年學校教科書 卷三 目次

修身及公民科

第一課 青年

- 一 青年の特性……………一
- 二 青年の地位と責任……………三
- 三 若さの喜びと生活の充實……………五
- 四 心の動搖と心の鍛錬……………六
- 五 青年の友情協同……………八

第二課 世の中

- 一 全體と個……………一〇

二 協力和合……………二二

三 個の力……………一三

四 社會の恩……………一五

五 感謝報恩……………一七

第三課 正義

一 正義感……………一九

二 操 守……………二二

三 權利と義務……………二五

第四課 裁判

一 裁判所……………二六

二 訴訟と調停……………三三

三 陪 審……………三六

第五課 學ぶ心

一 學ぶことの意義と尊さ……………三九

二 學ぶ態度……………四〇

三 自己教養……………四二

四 働く事によつて學ぶことの尊さ……………四四

五 我が國教育の現情……………四五

第六課 職業

一 人生と職業……………四八

二 職業の社會的意義……………五〇

三 業に徹する精神……………五三

四	職業道德	……………	五
第七課	日々の生	……………	
一	日々これ建設	……………	五
二	自覺の生活	……………	五
三	合理化	……………	六
四	分 <small>ぶん</small> 度 <small>ど</small>	……………	六
五	一日の充實	……………	六

日次終

日本青年學校教科書 卷三

修身及公民科

第一課 青年

明治天皇御製

蓬とも菊ともわかず春の日の

いまだみじかき庭の若草

一 青年の特性

青年時代は人生の春である。自然のあらゆる營は春と共に始まる如く、我等青年もこれからぐんぐ伸び始めるのである。肉

體にも精神にも伸びようとする生命が充ち満ちて潑刺たる生氣が溢れてゐる。我等の前途は何と大きな希望に満たされてゐることであらう。我等は洋々たる未來に對して果しない希望を懷く。眞に青年の特性はかうした希望に満ちた前途を有することにある。

〔生氣〕
いき／＼した
氣力

我等は眞なるもの、善なるもの、美なるものを胸に描いてはそれに憧れる。青年は好奇心に富むとか求知慾が盛であるとか、感激性が強いとかいはれるのは、皆此の憧の心が強いことをいふのである。我等の心が或る一事に惹きつけられると、他を顧みる暇もなくそれに全身全靈を捧げてしまふ。偉大な發明・發見や、人の心を強く動かす行爲が青年時代に數々生れるのは、青年のかういふ特性に基くのである。

〔求知慾〕
知識を求める
心

しかし此のやうな青年の特性は一面極めて危険である。現實

の世界は青年が考へる程簡單なものではない。現實は青年が夢に描くやうな眞なるもの、善なるもの、美なるもの、みで満たされてゐるとは限らない。却つてそれに反するものが尠くない。青年の希望がかくの如き現實に直面して破壊せられると、青年は忽に憤激し、絶望して、自暴自棄に陥り易い。これは青年があまりに物事を單純に、又理想的に考へすぎる爲である。我等青年は現實に立脚して急がず焦らず、着々と理想の建設に努力しなければならぬ。

〔自暴自棄〕
やげになるこ
と

二 青年の地位と責任

青年は未來に生きるものである。將來の國家を擔つて立つものは青年である。國家の發展はどうしても青年の力に俟たねばならない。こゝに青年の尊い地位があるのである。明日の建設

者としての青年の地位は重大である。力強い青年によつてこそ力強い國家は建設せられる。明朗な正義感の強い青年にして始めて將來明るい正義の日本を建設し得る。

〔明朗〕

明るくほらかなこと

我等の地位がかくの如く重大であればあるだけ、我等の責任も亦重い。我等は將來よき日本人として國家を益發展せしめて行かなければならない。我等は自重自戒よく此の責任を自覺して、身體を壯健にし家業に勤しんで他日に備へるやうにしなければならぬ。徒に一時の興奮に驅られ、榮ある使命を忘れて前途を誤るやうな事があつてはならない。内に深く理想を藏し、外は冷靜に着々と明日の建設への努力をなすことによつて、始めて國家郷土の爲に貢獻する事が出来るであらう。我等は何處迄もかゝる明日の建設者としての地位に立ち、其の責任を果すやうに心掛けようではないか。

三 若さの喜びと生活の充實

我等の行く手は遙かに遠く、又其の途上にも困難が多いであらう。しかし道が遠ければ遠いだけ、困難が多ければ多い程、それを克服して進む我等の望は大きく喜は深い。我等は誇るべき名譽も財寶も有しないけれども、それにもました洋々たる前途、希望に満ちた將來を有してゐる。我等こそ未來を擔當し理想を實現すべき者であると考へれば、我等の誇は大きく、胸は躍るのである。

〔擔當〕

うけもつこと

しかし我等の喜が大きければ大きいだけ、我等には此の任務を遂行する爲の周到な準備が必要である。長途の旅には色々な用意が必要であるやうに、遙けき未來を有つ我等にも亦、困難を除去し希望を實現する爲の覺悟と準備とが必要である。千里の旅も一步よりといはれる。我等は未來の擔當者として日々の生活を

充實して行くことから出發しなければならぬ。とかく青年は理想を追ふの餘り現實を忘れることが多い。現實を忘れた理想は空想である。現實の生活に立脚し、今日よりは明日、明日よりは明後日と一歩一歩充實した生活を營むことによつて、始めて我等の理想は實現の軌道に乗つて進むのである。

四 心の動搖と心の鍛錬

我等の理想が實現せられ、我等の希望が到達せられるまでには、我等は行く手に幾多の障礙と困難とがあることを覺悟しなければならぬ。人生行路は必ずしも平坦ではない。そこには峨々たる山もあり、橋なき河もある。我等が若しもかうした障礙や困難に直面して中途で挫折したり屈服したりするやうであれば、我等の理想は永久に實現の途を失ひ、我等の希望は空しく水泡に歸

〔峨々〕
山のけはしい
様

するであらう。勿論最初にさうした障礙や困難に當面したものは、誰しもそれを如何にして除去し克服すべきかと考へて、心の動搖を禁じ得ないであらう。しかしさうした心の動搖の爲に自己を疑ひ世を果敢なんぞで自暴自棄に陥るやうなことがあつては、單に我等の理想や希望が實現せられないのみではなく、我等の一生は全く破壊されてしまふ。

古歌に「憂き事の尙ほこの上に積れかし、限りある身の力ためさん」とあるのは、青年の意氣を詠じたものである。我等の前途に横たはる障礙を除去し、困難を克服する爲には、我等は常々から心を鍛へて置かねばならぬ。鍛へられた確固たる精神の前には、如何なる障礙も困難も遂には春の雪の如く消え去るであらう。次の時代を擔ふべき我等の責任は重い。我等にして此の責を果さなかつたならば、誰が之をなし得るであらう。かく考へる時、我等は

軽々しく振舞ふわけには行かない。我等は自己の責任の重大なることを考へて深く自制し自重しなければならぬ。

〔自制〕
自分の欲望を抑へること

五 青年の友情協同

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ
諸子能ク内外ノ情勢ニ顧ミ恒ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メムコトヲ望ム

(大正九年十一月二十二日)

皇太子殿下 我等が己の長所短所をよく反省して絶えず修養に心掛けるならば、我等の前途は實に希望に満ち、小さな失敗に挫けたり自暴自棄に陥つたりすることはないであらう。しかし我等はまだ青年であるから、豫期しなかつた障碍や困難に遭遇すると自分一人でどうしてよいか分らないことが尠くない。かういふ時殊に尊いものは友の情である。親しき

友には困惑や悲歎も打ち開けて話せるものであるし、親しき友なればこそ苦しみも煩悶も誰よりも理解してくれるのである。友

〔困惑〕
こまらざどふこと

達同志が友情を土臺として心の底から理解し合ひ、楽しみを共にし苦しみを分つて目的貫徹に努力する時、如何なる困難も除去せられて、やがては我等の希望が實現せられるであらう。

〔煩悶〕
思ひわづらふこと

かくして我等青年の協同團體は、廣く周圍の世の中を向上させて行くのにどんなに役立つことであらうか。我等は此の協同の精神によつて青年團體を作つてゐるのである。健全なる友情に結ばれた青年團體が一郷一村の向上に奉仕するところに、益、健全な國家成長の礎が置かれるのである。

〔設問〕

- (一) 我が國青年團體の發達に就いて研究せよ。
- (二) 自己の長所と短所とを反省せよ。
- (三) 明日の郷土建設に就いて自己の意見を述べよ。

第二課 世の中

明治天皇御製

千萬の民の力をあつめなば

いかなる業も成らむとぞ思ふ

一 全體と個

我等の生活は決して孤立したものである。我等は現在國家の一員として生活してゐる。國家は決して個人の單なる集合ではない。個々人は國家の中にあつて始めて個人としての意義ある生活を營み得るのである。國家を離れた個人の生活といふものはあり得ない。各個人が家族や郷土や國家の一員として其の

分を盡すことに依つて、始めて個人としても立派な生活が營まれ、かうした個人の協力によつて家族や郷土や國家も亦秩序ある全體となるのである。かく我等の生活に於ては個と全體との關係は不可分かぶな繋によつて結ばれてゐる。世の中は一見雜然とした個々人の集合に過ぎないやうに見えるけれども、實にこれらの個個人が全體の中でそれ／＼其の分を盡すことに依つて條理じょうりの立つた全體を形造つてゐるのである。

〔不可分〕
分けられない
〔條理〕
すぢみち

二 協力和合

我等はかくの如く全體の一員として始めて自己の生活を營み得るものであるから、全體を忘れて自己中心に振舞ふといふことは許されない。我等の身體の各部が、若しも各勝手に振舞ふとしたらどうであらうか。我等各自が全體に對する關係も亦これと

同様であつて、全體の爲に各自が其の分を盡しつゝ力を協せてこそ、一家一郷は勿論大にしては國家といふ全體生活が始めて健全な發達を遂げ得るのである。従つて我等にとつて何よりも必要なものは協力和合の精神である。協力和合こそは實に團體生活の生命といへよう。それ〴〵異つた立場に立つ各自が互に他の名譽を尊重し、事を爲すに當つて共に協力和合することに依つて、始めて住みよい世の中が實現せられるのである。産業組合や商工業組合も亦かうした協力和合の精神から生れたものであつて、組合員が相互の繁榮を念とし、協力して産業の開發改善に努めることが、やがては各自の生業せいごふを伸展せしむることゝなるのである。今や文明の發展、社會の進歩と共に我等の生活は益々團體的性質を深めて來た。我等は今後益々協力和合の精神を以て社會國家の發展に努力しようではないか。

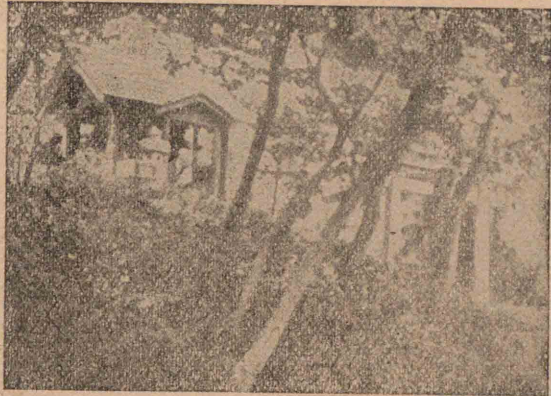
〔生業〕
生活のみち

三 個の力

かくの如く社會は個人の協力和合に依つて發展するものであるから、我等は立派な社會を建設する爲には全力を盡して所謂個の力を發揮するやうに努めなければならぬ。個の力を集めることによつて始めて社會が發展し文化が進歩するのである。江戸時代に青木昆陽に依つて始めて栽培せられた甘薯は今日では國民的な食糧となり、野中兼山が土佐の海岸に構築した防波堤は三百年後に於ても其の地方を津浪の禍から救つてゐる。此のやうに優れた個人の力が我等の世の中を建設する上に、どれだけの大きな役割を果してゐるか、は眞に我々の想像以上である。文明が進歩して社會生活が複雑になつて來た現在に於ては個の力はそれ程目立たなくなつて來たやうであるが、たとひ隠れた所に働く

〔青木昆陽〕
（寶永三年生—
明和六年歿）
〔野中兼山〕
（元和元年生—
明曆二年歿）

小さな努力であつても、それが眞に協力和合して集るならば、如何なる大事業でも成し遂げられるものである。國家の經濟力又は國防力にしても同じことであつて、結局の所は國民一人々の能力が相集つて富裕なる國家、強大なる國家を形造るに至る。従つて我々は、たとひ我々の個々の努力が表面に立たないやうなものであつても、個の力の尊いことを忘れないで、常に其の力を十分に發揮するやうに心掛けなければならぬ。「千丈の堤も蟻の一穴から」といふ諺がよく示してゐるやうに、各人が個の力の發揮を怠ると、折角の大事業も水泡すゐぼに歸する場合が尠くない。例へば戦争に就いて考へてみても、過去の



昆陽神社

戦争は多くの場合一騎討の勝負によつて決せられたが、現在では戦争は専ら集團的な兵の行動によつて決せられるやうになつた。否、戦争の最後の勝利は、常に戦線にある將兵の力だけによるのではなく、國民全體の協力一致に懸るものといつてよい。従つて昔の英雄豪傑の力も偉大ではあるが、今日にあつては戦場に於ける無名戦士や銃後に於ける一國民の力も決してそれには劣らず貴重なものとなつた。我等はかくの如き隠れた個の力が如何に重要なるかを自覺し、隠れた努力を怠つてはならない。

四 社會の恩

我等は小にしては一家、大にしては國家といふ社會生活の中にあつて、それ／＼各自の職分を果し、それによつて自己の生計を營んでゐる。我等の衣食住が多數の人々の勞力を俟つて始めて満

されるのはいふまでもないが、知見を廣め藝術に親しみ、娛樂を樂しむといふことも、社會なしには到底望むことは出来ない。偉大なる開拓者の恩恵はいふまでもなく、我等の生活は社會に於ける無数の人々によつて支持せられてゐるものである。

我等は家庭にあつては兩親の膝下に於て養育せられ、學校に於ては先生の慈愛の下に國民として必要な薰陶を受ける。我等が一人前の人間として社會に立つ迄には、如何に夥しい恩恵に浴してゐることであらう。實社會に出でては町會とか同業組合とか青年團等諸種の團體のお蔭を蒙り、地方自治體や國家よりは、生命財産の保護はもとより文化生活を營む爲の種々なる便益を與へられてゐる。しかもこれら總ての恩恵の上に、我等國民全體を普く光被し給ふものはいふ迄もなく、宏大無邊なる皇室の御恩澤である。かく考へれば我等が此の世、此の國に生れて享けてゐる恩

〔薰陶〕
徳を以て教へ
導くこと

〔光被〕
光の如くあま
ねくゆきわた
ること

〔宏大無邊〕
ひろく大きく
はてしがない
こと

恵は、無限に廣く深いものといはなければならぬ。

五 感謝報恩

かゝる宏大無邊の恩恵に包まれて、安らかに不自由のない生活を送り得る幸福を思へば、我等は衷心より感謝の念を覺えずにはゐられない。しかも此の感謝の念はやがては、眞摯なる報恩の念となつて實を結ばなければならぬ。他人に迷惑を及ぼさないやうに心掛け、各自の義務を果すことは勿論、進んで家庭・村郷・國家の建設・發展に積極的に貢獻する時、始めて我等は世の恩恵の萬一に對へることが出来るのである。營々として世の爲に活動した二宮尊徳の報徳教は、かゝる感謝報恩の精神を基礎として立てられた訓である。社會の恩恵を蒙ることの愈、多い現代に於ては、我等は益、所謂社會奉仕の精神を振起し、教育勅語に仰せられた「進テ公

〔眞摯〕
まじめなこと

〔振起〕
ふるひおこす
こと

益ヲ廣メ世務ヲ開キといふ御言葉を拳々服膺しなければならぬ。而して我等日本國民は、一旦緩急ある場合には、一身一家を顧みず義勇奉公の誠を盡すことによつて、皇室の御恩澤に應へ奉り、國家の恩に報ずることが出来るのであるが、これこそは實に日本國民に與へられた感謝報恩の極致といふべきものである。

(設問)

- (一) 郷土に於ける同業組合に就いて研究せよ。
- (二) 郷土に於ける開拓者の力を述べよ。
- (三) 二宮尊徳の報徳教の精神を調べよ。

第三課 正義

明治天皇御製

ますらをの心に似たりいさゝかも

まがるふしなき窓のくれ竹

一 正義感

青年は正義感が強い。我等は周圍の事柄、世間の出來事に對して、唯正邪善惡を判斷するだけではすまされない。其の事が正しい事、善い事であると思ふと、之を何處までも主張し、正しくないもの、邪なものならばあくまで憎み却ける。正義感といふのはたゞ正義、不正義を識別する知識の働をいふのみでなく、正義を愛し不

〔識別〕
見わけること

正義を憎む感情の働をも合めていふのである。かゝる正義感
心の純粹な青年時代には著しく強烈に現れる。己が正しいと信



吉田松陰

じた事は如何なる犠牲を拂つても何處迄も成し遂げようと
するし、正しくないと思つたならば絶対に却けなければやまぬ。
此の場合、己の利害關係等は之を顧みる暇を有しないのであ
る。吉田松陰が

斯くすればかくなるものと知りながら

やむにやまれぬ大和魂

と詠つてゐるのは、我等青年のかくの如き心境をいひ表したものである。

かくの如く正義感の強いのは青年の特徴であるが、また一面それが強いだけに危険でもある。何故ならば、とかく知識・経験の十分な青年は何が正しいかといふ判断に誤謬を犯さないと限らない。若しも此の誤つた判断の下に行動するならば、往々にして折角の正義感も悪い結果を生むことになる。眞の正義感は正しい判断の下に生れるのであるから、我等青年は此の點に慎重な考慮を要するのである。

正しい判断の上に生れた正義感、我等の國家や郷土が健全な發展をなす爲に缺くべからざるものである。幕末に於て、吉田松陰が、内に烈々と燃ゆるやうな正義感を懐いて一度口に尊皇の大義を説いた時、嘗に其の門下から幾多の正義の士を生み出したばかりでなく、遂にそれは天下國家を動かす原動力となつたではないか。國民の總てが此の正義感の下に働くときは正義の國家が

〔誤謬〕
あやまり

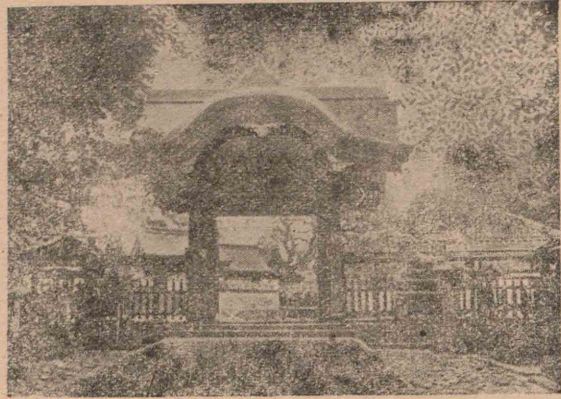
實現せられるのである。

かく思へば我等青年の有する強い正義感は天下の寶であるといつても差支へないのである。されば我等は益之を培つて行かなければならぬ。とかく世間に於ては様々な不正邪惡に直面して次第に正義感を鈍らせてしまふ人が多い。我等はかゝることのないやう、常に正しい判断の下に強い正義感を有して國家の正しい發展を目指して努力しようではないか。

二 操 守

正義感の強い人は、自己が正義であると信じた事は如何なる犠牲を拂つても成し遂げようとする。權勢や地位には、かつて正義を捨てたり、金錢や名譽に惑はされて不正に陥つたりすることはない。かくの如く、如何なる場合にも正義を貫いて決して節を

屈しないのを操守といふ。従つて眞に正義感の強い人にして始めて操守の堅い人であり得るのである。



宇 佐 神 宮

人が平常の際に正義を守るといふのはそれ程困難ではないであらう。しかし一度大事に遭遇すると、我等の周圍にはそれに比例して大きな誘惑や壓迫が迫つて来る。場合によつては命さへも捨てる覺悟をしなければならぬであらう。かういふ際に、斷乎として正義を守り、堂々と自己の所信を貫いてこそ眞に操守の堅い人といひ得るのである。而して有事に際しては、かゝる操守ある人が始めて國家の大事をも成就することが出来るのである。和氣清麻呂が宇佐神宮へ下向

〔所信〕
信ずるところ

〔下向〕
都から田舎へ
向つて行くこと

しようとした時に、道鏡が如何に強く誘惑や壓迫をしたかは我等のよく知るところである。それらを敢然として却けた清麻呂のやうな操守の堅い人によつて、始めて我が國體の尊嚴が保たれたのである。大事に際してあくまで正義を守り、斷乎として所信を貫くことが如何に尊いものであるかは、これによつてうかゞはれるであらう。

〔敢然〕
ものごとにも
それない様

しかし我等は常に大事にのみ遭遇してゐるわけではない。寧ろ平凡な日々を送つてゐるのであるから、それ程の大決心を必要としてゐない。然らば操守は日常の生活にあつて問題とならないのであらうか。若しも我等が日常生活の些々たる場合にあつても、常に正義を守らうとしないならば、我等の正義感まは麻痺ひしてしまつて一朝有事の際に操守を貫くことが出来なくなつてしまふ。和氣清麻呂がかの國家非常の大事に際して、あれ程操守が堅

かつたのは、平常から正しい判断によつて強い正義感を具へてゐたからに外ならない。日常の些細な事であつても正義に基いて之を實踐しつゞける青年にして、始めて如何なる大事に際しても威武も屈する能はず、富貴も奪ふべからざる操守の人となり得るのである。

〔威武〕
こゝほひ

三 權利と義務

國民が強い正義感を有し、正義に基いて實踐する際に我等の國家の目覺しい發展がある。我等が正義を主張し、正義に服従する國民であつてこそ、國家も亦正義の國家として立つのである。従つて國法は國民が此の正義を實踐する事に對して保證を與へてゐる。これが所謂權利である。我等は此の保證によつて正義を主張する權利を有してゐる。所が人は往々にして權利が正義の

保證の爲に存するものであることを忘れて、權利の爲の權利を主張したり、正義でない自分の利益をも權利と稱していひ張つたりすることがある。青年時代は自己を主張する事が強いといはれてゐる。我等青年は正しい事である限りそれを飽くまで主張する事を忘れぬと共に、徒に誤れる權利に固執しないやうに深く注意しなければならぬ。

國法が權利を定めて正義を保證するのは、同時に主張せられた正義には誰もが従ふべきであるといふことが伴つて始めて完全なものとなる。これが即ち義務を定めてゐる所以であつて、義務とは正しい事に従ふべき務で、これも結局正義を守る爲のものに外ならない。とかく人は義務とは盲目的に従はねばならない他からの要求であるかの如く考へ勝ちであるが、これは大きな誤である。義務を守るとは、とりも直さず正義を實踐する事なのであ

る。我等は正義を守る國民として進んで義務を實行しなければならぬ。

權利と義務とは兩々相俟つて正義を確立するのであつて、一方のみでは完全とはいへない。世には權利のみを主張して義務の履行に缺ける所のある人や、義務をひたすら守りさへすればよいと考へて、一向正しい權利を主張しない人があるが、これらの人々は共に強い正義感を具へてゐない人といはねばならぬ。

(設問)

- (一) 操守の堅かつた人に就いて研究せよ。
- (二) 國民としての權利と義務とを明かにせよ。
- (三) 各自の正義感に就いて反省吟味せよ。

〔履行〕
ふみ行ふこと

第四課 裁判

明治天皇御製

小山田の畔のほそ道細けれど

ゆづりあひてぞしづは通へる

一 裁判所

我等總てが正義感に強く、常に正義を守つて協力、和合して行くならば、世の中は自然に平和となり、我等の生活も楽しいものとなる。しかし世間には、自分の利益ばかりを圖つて他人と争をしたる、或は亂暴な行爲をして正義を紊し、世の中の平和を破壊する者が無いとはいはれない。これらに對しては常に我等自らが監視

〔撲滅〕
うちほろぼす
こと

の眼を働かし、これらの不正邪惡を撲滅するやうに努力しなくてはならぬことは勿論であるが、此の目的を更に徹底せしめる爲に、法律を定めてこれらの不正邪惡に對して制裁を加へることゝしてゐる。即ち法律とは、正義を保護し、不正を撲滅する爲に定められたものであるから、我等は進んで法律を守るべきはいふまでもない。更に又如何によき法律が制定されてゐようとも、之を運用するに當を得ないならば、其の實効を現すことが出来ないのみならず、却つて脱法や濫用の弊を生じ、延いては國家の不幸を招くこととなる。されば此の法を司る者の任務は特に重大となるのである。此の司法の事が常に嚴正公平に行はれるために、他の誰からも壓迫干渉を受けないやうに種々の規定を設けてゐる。憲法第五十七條に「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とあるのは、司法の事は裁判所が天皇の御委任に基いて之を行ふも

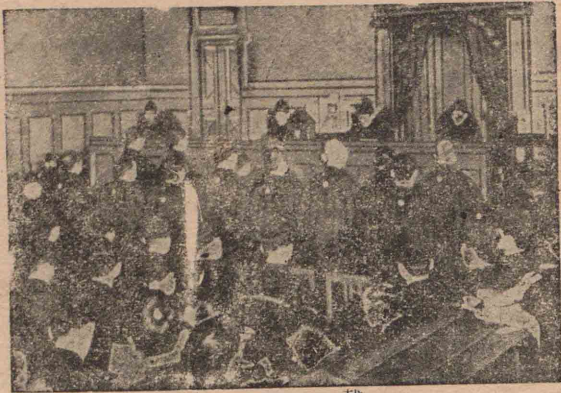
〔脱法〕
法律のさだめ
にはづれるこ
と

のであると同時に、それは専ら法律に依るべきものであつて、政府や議會の拘束を絶対に受けないことを明かにしたものである。更に裁判官は法律に定めた資格を具へた者が之に任じ、刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其の職を免ぜられることがない。判事は刑法の宣告又は懲戒の處分に由らぬ限り、原則上其の本人の同意なくして轉官轉所、停職、免職、減俸せらるゝことさへない。されば裁判官は如何なる場合に於ても權勢に恐れず威武に屈することなく、常に嚴正公平に裁判を行つてこそはじめて裁判の神聖を保つことが出来るのである。此の司法權の獨立と裁判官の身分保障とは實に我が國家の正しき發展、國民生活の安寧に缺くべからざるものなのである。

司法權は法律に依り裁判所が之を行ふのであるが、此の司法裁判所には通常裁判所と特別裁判所とがある。通常裁判所は區裁

〔拘束〕
自由をそくば
くすること

〔懲戒〕
こらし戒める
こと



裁判

判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四種に分たれる。區裁判所では一人の判事が單獨に裁判を行ひ、地方裁判所、控訴院では三人、大審院では五人の判事がそれぞれ合議して裁判を行ふ。

裁判の方法は三審制に依る。即ち區裁判所は輕微な民事、刑事の事件や人事訴訟、非訟事件に付いて第一審としての裁判をなし、地方裁判所はその第二審として又第一審としては例外を除き區裁判所に屬する事件以外の一切の民事、刑事事件に付いて裁判をする。控訴院は

地方裁判所が第一審としてなした事件の第二審としての裁判を行ふ。大審院は地方裁判所又は控訴院のなした第二審に對する

第三審として、又特別權限として皇室に對する内亂罪に付て第一審且終審として、更に選舉に關する行政事件等に付て審決する。

第二審を控訴審と謂ひ、第三審を上告審と謂ふ。

大審院は東京に置かれ、控訴院は東京、大阪、名古屋、廣島、長崎、宮城、札幌の七箇所に置かれてゐる。

特別裁判所とは法定の特定の範圍に就いて民事刑事の裁判をなすもので、陸海軍軍法會議支那に於ける帝國領事朝鮮總督府裁判所、臺灣總督府法院、關東法院、南洋廳法院等がある。

裁判所には檢事局が附置せられてあるが、構成上は獨立した一つの官廳であつて、檢事が其の事務を掌る。檢事は國家の公益の代表者として犯罪を捜査し、公訴を提起し、且つ之を遂行し、又判決其の他の裁判の執行を指揮する。

二 訴訟と調停

裁判所が取扱ふ訴訟には、民事訴訟と刑事訴訟とがある。我等が民法・商法などによつて保障せられた正當な權利を他より侵害せられた時は、裁判所に訴へて其の回復を求めることが出来る。之を民事訴訟といふのである。其の順序は原告の訴訟の提起に始り、口頭辯論證據調を経て、判決に至るのである。民事訴訟に於ては原告被告の兩當事者の主張と其の提出した證據に基いてのみ裁判し得る。例へば甲が乙に金を貸したが乙は約束の期日が來ても返濟しないし、返濟の誠意も示さない。そこで甲は乙を相手どつて裁判所に貸金辨濟請求の訴を起したとする。裁判所は先づ被告に訴狀を送り、日を定めて原告被告を出頭せしめて、口頭辯論を行はしめ、證據調をして、甲の主張が正しいと認めれば判決

〔侵害〕

おかしなことをなすこと

〔提起〕

さし出すこと

〔口頭辯論〕

言葉で論じられること

〔返濟〕

借りた金品を返すこと

〔辨濟〕

債務を辨償すること

をいひ渡し、乙に對して借金を返済すべきことを命ずる。此の場合裁判所は甲が請求した事柄以外に判決を爲すことを許されてゐない。そして乙が一箇月以内に上訴をしなければ裁判は確定する。それでも乙が甲に對して借金を返済しない時には裁判所は執達吏をして強制執行をなさしめるのである。しかし強制執行をなさしめることは、あながち裁判の目的ではないのであつて、裁判所はむしろ兩方の當事者が互譲の精神を發揮して穩かに事件を落着させることを望むものである。其の爲に裁判所は最初から和議をすゝめることもある。

形式的な判決によつて兩者が不利な立場に陥るよりは、兩者が懇談し協和して事件を落着せしめる方がよい場合があるので、其の爲に調停の制度が設けられてある。これには借地借家調停法、小作調停法、商事調停法、金錢債務臨時調停法、人事調停法等がある。

〔上訴〕

上級裁判所へ再度のしらべを訴へ願ふこと

〔強制執行〕

法律の力でとりおこなふこと

〔互譲〕

たがひにゆづりあふこと

〔和議〕

仲なほりの相談

〔調停〕

仲直りをさせること

次に刑事訴訟といふのは國家の安寧秩序を害した犯罪人に對して刑罰を科する手續である。先づ検事は犯人を搜索し、犯罪事實を認めたとときは、被疑者を裁判所に起訴して審理を求め、之を公訴といひ、豫審を請求するか、公判を請求するかの何れかによる。豫審の目的は被告事件を公判に付すべきか否かを決する爲、必要な事項を取調べるもので、豫審判事が之に當る。豫審判事が公判に付する必要なしとすれば、公訴棄却又は免訴の言渡をする。検事の公判の請求により又は豫審判事の公判に付する決定によつて、こゝに初めて公判が開かれるのである。原則として公判は之を公開して公衆環視の下に、訴訟事件を審理し判決を言渡し、以て聊かでも其の間に疑惑の念を生じないやうにして裁判の公正を期するのである。公判では検事が事件の要旨を述べ、次に判事が被告人の訊問及び證據調をした後、検事は法の適用に就いて論

〔訊問〕

しらべたこと

告をする。續いて辯護人が此の論告に對して被告人の爲に辯駁を試み、或は犯罪事實無しとして無罪を述べ、或は犯罪の情狀に於て憐憫酌量すべきものありとして、執行猶豫又は減輕を乞ふ。辯論の終つた後、裁判長は被告人に所謂最終の陳述の機會を與へることになつてゐる。これらの論告や陳述や辯論や其の他の證據に基いて最後に判事が判決をなす。判決に不服の時は檢事も被告人も共に上訴することが出来る。

三 陪審

裁判はかくの如く判事がこれに當るべきものであるが、特に刑事事件に於ては、専門の判事が必ずしも世間百般の事情に通じてゐて、事件の眞實をいつも正しく認めることが出来るとは限らないし、更に立憲政治の本來の目的に従つて、國民を司法に參與させ

〔參與〕
加はりあづかること

ることが望ましいといふ考に基いて、昭和三年以來陪審制なるものが設けられた。此の制度は民間から陪審員を選んで、犯罪事實の認定に參與させるのであつて、先づ陪審事件の公判期日には其の事件の爲に選定された陪審員三十六人を呼出さなければならぬ。その呼出に應じ二十四人以上の陪審員が出頭した時に、その中から檢事や被告人の申立により除斥の理由ある者を除いて十二名の陪審員を抽籤に依つて選出する。陪審は公判に立合つて犯罪事實の有無に就いて評議し、其の結果を答申する。陪審員の答申は被告の有罪無罪を決定する重要な資料を提供するものである。例へば殺人事件に就いて陪審の答申が殺人の事實を否定し、裁判所が其の答申を不當と認めるときは、之を他の陪審に附することが出来ることになつてゐるが、裁判所が此の答申を妥當と認めるときは直ちに無罪の宣告をなすのである。かうした場合

に検事も被告人も最早それを否定する事は出来ないものである。而して陪審は犯罪事實の認定のみを事とするものであつて、刑の量定には與らないのである。

以上述べた如く我が國の裁判に就いては、あらゆる點から其の公正を期する手段が講ぜられてゐるのであつて、これは我等國民がどこまでも正義を保持して國家の福祉を圖る爲に努力するやうに出來てゐる。我等は將來陪審員とか、證人として種々裁判の要務に參與することがあるであらうが、常に裁判の目的とするところを十分に理解して司法權が正しく行はれるやう、進んでこれと協力し、國民たるの責務を果さなければならぬ。

(設問)

- (一) 陪審法施行の日に賜はりたる勅語を謹解せよ。
- (二) 我等の府縣にある裁判所の種類と場所とを調べよ。

第五課 學ぶ心

明治天皇御製

文字をのみよみならひつゝ、讀む書よみの

心をえたる人ぞすくなき

一 學ぶことの意義と尊さ

我等は平生の經驗によつていろ／＼のことを學ぶのである。例へば鶏は時をつくるものであるといふ事を知つてゐる。しかし鶏は何故に時をつくるかといふやうな知識は人や書物に就いて學ぶことによつて得られるのである。學ぶといふことは、自己の經驗によつて物事の知識を獲得することを指すと共に、自己の

經驗の及ばない方面に就いて他人の經驗を受け容れ、自己の知識を擴めることをいふのである。これが學ぶことの意義である。「百聞は一見に如かず」といふやうに經驗に訴へて直接に物事の真相を學ぶことの尊さは、更めていふ迄もないが、假に經驗以外に知識を得る途がないとするならば、我等の知識は直接に經驗の出来る極めて狭い範圍に限られる外はない。他人の知識を學ぶことによつて始めて、此の限られた範圍を超えて知見を擴大することが出来るのである。國家生活が發達し、文明が進歩すると共に、自分の經驗の及ばない知識で生活上に是非とも必要なものは益々増加してゐる。我等は自己の經驗によつて學び知ることゝ共に、他に就いて學ぶことの如何に尊いかは茲に自ら明かであらう。

〔知見〕
知識と見聞

二 學ぶ態度

物事を學ぶに當つて最も大切なことは、學ぶ際に於ける態度である。我等の手近なところに學び得る機會や、學ぶべき事柄が如何に多くあつても、若しも學ぶことの尊さを思はず、學ばうとする熱意や關心が缺けてゐるならば、それは所謂猫に小判の譬に洩れない。又學ぶにしても漫然と人眞似をしたり、物好きの心から當座限りに學ぶといふに過ぎないならば、どうして他人の言説を正しく聴取り物事に就いて十分な知識を得ることが出来るよう。我等は學ぶことの尊さを思ふと共に、此の點を深く反省し、常に深い關心と綿密な注意とを寄せて、眞劍に物事を學ぶ態度を養はなければならぬ。

〔漫然〕
とりとめのないこと

かゝる態度を以て物事を學んだ上に、我等にとつて更に肝要なことは此の學び得たものに反省考慮を加へて之を玩味するといふ態度である。折角學んだ知識も其の儘に放置するならば、それ

〔玩味〕
かみわけ味ふこと

は眞に我等の力とはならない。咀嚼玩味し十分に消化することによつて始めて我等の血となり肉となるのである。孔子が「學んで思はざれば則ち罔し、思うて學ばざれば則ち殆し」と教へてゐるのは、誠に至言といはなければならぬ。我等は思うては學び、學んでは思ふといふ態度によつて正しく學びの道に勤しむことが出来るのである。

三 自己教養

我等は智徳の何れに於ても、なほ教師や長上の教導を必要とするのであるが、此の教を實踐し活用して眞に活きた力とするには、結局我等自身の向上心や努力に俟たなければならぬ。それ故或る意味に於ては自己こそ眞に自己を教養する者であるともいへよう。斯うした見地から我等青年の修養上に深い意義を有す

〔咀嚼〕
かみあちはふ
こと

〔學んで云々〕

「學而不思則罔、思而不學則殆」(論語、爲政第二篇)

るものは、餘暇を利用し自ら自己を教養することである。所謂晴耕雨讀の生活とは之を指すのである。それには種々の方法があるであらうが、最も一般的で且重要なものは、讀書尙友といふこと、即ち古來の聖賢偉人の著書を読んで、古人を友としながら修養することである。

豊かな知見と高い情操とを養ふ上に、讀書が如何に必要であるかは今更説く迄もない。書籍の多い今日に生れて比較的容易に多くのものを讀むことが出来るのは、我等の大きな喜びであるが、それだけに又有益な書物を選択することが大切である。古の聖賢偉人の書き遺したもので、長い間人々に讀み傳へられて來た所の古典は、何時までも朽ちぬ尊い教を含み、讀む人の現在の境遇に應じて常に新しい意味を與へてくれる。我等は之を讀むことによつて、其の著者たる古人と直接に語り合ふやうな心持となり、し

〔餘暇〕
ソウカ

〔晴耕雨讀〕
晴天日には戸外で働き雨の日には讀書すること

かも読む度毎に身に迫る教訓を覚えるのである。かうした讀書尙友により、古人を友としつゝ、學んでは思ひ思うては學ぶといふ態度を續けるならば、我等の自己教養は生涯を通じて不斷に高まつて行くのである。

四 働く事によつて學ぶことの尊さ

我等は仕事の餘暇を利用して自己の教養を深めると同時に、我等が従事しつゝある社會の實務を通じても學ぶことが出來、しかもそれが實に尊いものであることを見落してはならぬ。日々の勤勞に依つて生業の道を習得するのは勿論、實社會に働く事によつて世の實情に接し、處世上に直接必要な諸々の心得を體得するのは我等の境遇上特に大切である。しかもかうした體驗による收穫は書籍に依る知識以上に確實なものである。例へば我等が

作物の栽培に従事して習得する様々な事柄は、所謂身についた知識であり、直ちに實際に活用し得る尊い知識である。日々の仕事に深い注意を以て當るならば、これらの尊い知識は次から次へと廣まり高まるであらう。我等は人に就て學び書籍によつて知見を高めることの必要と共に、實際に即して物事を學ぶことの重要性を思ひ、働きつゝ學ぶことの誇と熱意とを失つてはならない。

五 我が國教育の現情

我が國の教育は教育に關する勅語を以て永遠の理想とするものであるが、之を實現する爲の施設機關は其の種類と程度とによつて多くのものに分れてゐる。先づ國民學校の下には幼稚園があり、それより上級の學校としては中學校・女學校・實業學校・師範學校等があり、更に之等の上に高等學校・專門學校・高等師範學校が續

き、最高の教育機關である大學には綜合大學と單科大學との區別がある。これらの外に盲聾啞學校の如き特殊學校もあり、又陸海軍や遞信事業はそれらの學校を具へてゐる。更に學校を卒業した成人の爲には諸種の社會教育機關が設けられてゐる。尙近時時勢の進展に伴ひ、國民學校の義務教育年限は八箇年に延長せられ、皇國の道に則つて初等普通教育を施し、國民の基礎的鍊成を爲すことゝなつた。又我等の青年學校は、國民學校卒業後直ちに社會の實務に従事する者に對して、教育を受ける機會を與へ、國民として必要な教養を積ませる爲に、國法の規定によつて設置せられたもので、殊に男子青年の就學はこれを保護者の義務とせられた。茲に我等は國家の大なる恩惠と我等青年に對する國民の大きな期待とを看取し、専心勉學に努めなければならぬ。且青年學校卒業後もラジオ・圖書館修養會等によつて學ぶ機會が與へら

〔看取〕
みとる

れてゐるのであるから、我等は日に月に進みゆく文化に應じて不斷に教養の増進を圖ることが肝要である。

我が國の教育は教育に關する勅語に仰せられてある如く、一に國體の精華に淵源する。我等は單に知識を修めるばかりでなく、心身を鍊り、國民精神を作興し、以て皇運を扶翼し奉るところに教育の本義があることを深く心に銘じなければならぬ。

〔設問〕

- (一) 郷土に即せる自己教養の方法手段を考察せよ。
- (二) 各自の生業に於て何を學ぶべきかを反省せよ。
- (三) 地方の教育施設と共に其の情況を調査研究せよ。

第六課 職業

明治天皇御製

國民の業にいそしむ世の中を

見るにまされる祭はなし

一 人生と職業

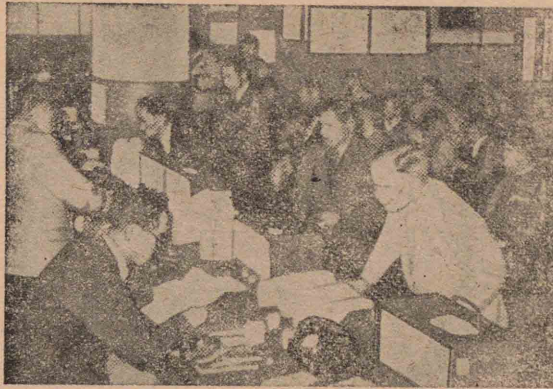
我等は既に日々それ〴〵國家に必要な勤勞に従事してゐるのである。これが即ち職業である。各自の職業はかくの如く國家にとつて必要缺くべからざるものであると共に、各自はこれによつて生計の資を得、一身一家を整へ、祖先の祭祀を保ち、子弟の養育にとつとめる事ができるのである。更に職業はこれに従事する者

にとつては自己修練の極めてよい機會である。我等は職業によつて自分の人格を完成すると同時に職業にいそしむことによつて國家にも貢獻し、かくして眞に意義ある生涯を送り得るのである。

従つて職業の選擇は我等の一生にとつて極めて大切な事柄であるのみならず、時代の趨勢マキに應じて國家の特に要望するところをも考慮するとき、我等が如何なる職業を選擇するかは國家にとつても極めて重大な問題といはなければならぬ。

職業の選擇に際しては、先づ自己の心身の能力や性格がどんな職業に適するかをよく反省し、家庭の事情や國家社會の情勢をも考慮し、次にさうした職業が如何なる性質をもち、どんな準備を必要とするかは既に詳しく調べて見たであらう。青年は經驗も淺く見聞も狭いのであるから、我等の一生を支配する職業の選擇に

盡さなければならぬ。



(職業紹介所) 國民職業指導所

際しては、父兄の意見や希望を訊し、先生や長上の指導を仰がなければならぬのである。又國として勞務の正しい配置を掌つてゐる國民職業指導所(職業紹介所)を通した者もあるであらう。かくして前後左右より十分に考慮に考慮を加へ、それ／＼一つの職業に志を立てたのであるから、徒に右顧左眄することなく、一意専心目的に向つて邁進し、一步々々我等の意義ある人生を建設すると共に、國家の進歩・向上に力を

〔右顧左眄〕

あたりをのみ
みまはして決
心のつかぬこ
と

二 職業の社會的意義

過去に在つては社會の生活が比較的單純であつた爲に、職業の種類も少かつた。然るに今や文化の進歩に伴つて社會生活は愈々複雑となり、社會は多種多様な職業を必要とするに至つてゐる。昔は職業といへば農・工商が其の主なるものであつたが、現在に於ては、其の主なるものだけでも、農業・水産業・鑛業・工業・商業・交通業公務・自由業・家事用人等があり、尙精密に職業を分類すれば其の數は殆ど無限といつてもよい。

かうした千差萬別の職業は何れも國家・社會の必要から生じたものであり、それらの職業に従事するものが協力・和合の精神を理想とし、相倚り相助けて現在の複雑な國家生活を成してゐるのである。従つて各の職業は何れも我等の國家生活を維持する爲に缺くことの出来ないものであり、其の間に貴賤上下の別があらう筈はない。「職業に貴賤なし」とは此のことをいつたもので、我等は

たとひ如何なる職業に従事するにしても、それを通して社會を維持し國家を發展せしめ得ることを忘れず、常に自己の職業を天職と觀じ、職業を通して皇恩に報ずるところがなければならぬ。今や我が國が興亞の大業を爲し遂げるために、職業のもつ國家的任務は益、重大を加へて來てゐる。國民が皆職業報國の信念に徹し、その職分を全うするとき、國民生活は愈、充實し、國運は益、發展するのである。

三 業に徹する精神

かくの如く職業は一身一家にとつて重要な意義を有するのみならず、我等が社會生活を營むに際しての基礎をなし、又國運の發展を圖る爲にも缺くべからざるものであるから、我等は如何なる職業に従事する場合にも、自尊自重、飽くまで其の業に徹する精神

を堅持しなければならぬ。徒に名利を求めたり、他人の職業を羨望したりする事なく、一旦選擇した職業は、之を天職と考へて専心それに精勵することが肝要である。如何なる職業に従事して



も恐らく當初は失敗も多く、興味も湧かない場合もあらうけれども、倦まず撓まず努力、精進を重ね、不斷の工夫、研究を積んで行けば、やがてそれが楽しい助ものになり、十分な成績も擧げ得るに至るのである。

石川理紀之助は明治時代に於ける卓越した篤農家の一人であった。最初は微々たる一小作人に過ぎなかつたが、孜孜として畑の耕作に精根を盡した。其の努力は間もなく一家を再興した

〔名利〕

名譽や利益

〔羨望〕

うらやむこと

〔石川理紀之助〕

〔弘化二年生〕

〔大正四年歿〕

のみならず、農業上に數々の改良を齎すことが出來たのである。彼は此の貴重な自己の體驗を廣く世の人々にも頌たうとしたが、其の主張は一般世間からは小農の立場を忘れた理想論であるとして受け容れられなかつた。そこで彼は自ら小農の境遇から出發しようとして決意し、僅か許りの食糧と、老馬一匹、鋤鎌、山刀のみを携へて小さな小屋に居を移し、十段の不良田を相手として百姓生活を送ること十年、其の間不撓不屈の精神を以て自己の所信に向つて邁進したが、辛苦の生活は終に報いられて立派な成績を擧げ、如實に自己の主張を實行し、人々に農業の範を示し得たのである。何といふ尊い業に徹する精神であらう。獨り農業のみならず、總ての職業はかゝる眞剣な態度によつてのみ、克く其の本來の使命を果し得られるのである。我等は深く此の精神を體得しなればならない。

〔不撓不屈〕
たゆみないこ
と
〔如實〕
ありのまま

四 職業道德

我等の生活は、取りもなほさず國家生活の一部を分擔するものであるから、我等が如何に之を營むかは、直ちに國家全體の消長に影響を及ぼすのである。従つて我等の職業生活にも當然守らなければならぬ職業道德が存する。我等職業に従事する者は、先づ國家の繁榮に貢獻することを以て第一義とし各自が其の責任を自覺し、誠心誠意力を職業に盡し、公共に奉仕すべきであることはいふ迄もない。單なる個人の立場に捉はれ利を追ふに急なるあまり、他人に迷惑を及ぼし、延いては公共の福利に殃し、國力の發展に障害を與へるやうなことは、よし法律上の制裁を免るゝにもせよ、職業道德上許され難いことである。例へば農村に於て他人の迷惑を顧みないで水利權を壟斷したり、工業生産の場合に粗製濫

〔障害〕
やこしはら
〔壟斷〕
獨り占め

造を行つたり、或は商業を営む際に不當な買占賣惜みをしたり、取引の契約を違へて相手に不利を與へたりすることは、職業道徳を無視した行爲であり職業上最も排斥すべき行爲である。特に國家によつて經濟統制の強化が必要とせられる時、法令に違反して國家總動員の障礙を爲すが如き行爲のないやう細心の注意を必要とする。我等は今日國家非常の時期に際會し、益、産業報國の赤誠に燃えて職業に精進し、勤儉力行以て皇國無窮の發展を圖らなければならぬ。

(設問)

- (一) 各自の職業道徳を反省せよ。
- (二) 郷土に於ける職業の種類を調査せよ。
- (三) 郷土に於ける職業上の模範人物を調べよ。

第七課 日々の生

明治天皇御製

秋の夜の長きを何にかこつらむ

なすべき事の多くある世に

一 日々これ建設

滔々として流れる大河のほとりに立つて眺めるとき、我等は眞に「逝く者はかくの如きか、晝夜を舍かず」といふ感にうたれる。我等の一日もかくの如くして來り、かくの如くして去つてしまふのである。一日又一日、それは一度去つて永久に取りかへし得ない常住不斷の歩である。此の嚴かな、時の流につれて、我等の人生行

〔滔々〕

水の盛に流れる様

〔逝く者は云々〕

「子在川上」

曰、逝者如斯

夫、不_レ舍_二晝

路は展開せられ、善かれ、悪しかれ、一日一日の生活が綴り合せられて生涯の姿が描き出されるのである。それは獨り個人の生活のみには限らない。一家や郷土の生活に於ても、國家全體の生活に於ても亦同様である。

我等青年が個人としても一家郷土國家の一員としても、行く手に豊かな希望と高い理想とを描く時、秒を刻み分を追うて刻々と流れ行く一日は、空しく過すにはあまりにも貴い一日ではないか。朱子が「少年老い易く學成り難し。一寸の光陰輕んずべからず。未だ覺めず池塘春草の夢。階前の梧葉已に秋聲。」と詠じてゐるのも、眞に故あること、いはねばならぬ。空しく送られた一日は人生行路の停滯であり、寧ろ一步の後退を意味する。これに反して充實した一日は理想建設への輝かしき一步の前進である。人生に於ける一日の停滯は之を永久に取返すことが出来ない。人

夜（論語。子罕篇）

「少年老い易く云々」

「少年易老學難成、一寸光陰不可輕、未覺池塘春草夢、階前梧葉已秋聲」朱熹、偶成

はかうした停滯を積み重ねれば、遂に人生の落伍者となる外はない。行く手に幾多の希望と理想とを描いて進む我等青年の道は、日々に新にして又日々に向上する絶えざる建設の歩でなければならぬ。

二 自覺の生活

植物の生育にせよ、河川の流にせよ、それ自身はたゆみない不斷の進行を続けながら、無心な植物や河川は自己の進行を省みる術を知らない。植物は伸びる儘に伸び、河川は流れる儘に流れてゐる。しかし人間の場合にはこれと異なる。日々の營が建設である爲には、今日の一日を省みて明日の向上を圖ることが必要である。それは唯獨り我等人間にのみ許されてゐる自覺の生活である。一日の行跡を反省することによつて翌日の修養を心掛け、夕の收

穫を思つては明日の計畫を樹てる處に、日々新なる自覺の生活が營まれるのである。一日が他の一日に代へ得ない尊い一日であればあるだけ、我等はそれに對して深い吟味と反省とを加へる必要がある。波に漂ふ浮草の様に期待もなく反省もない毎日を送るならば、それは自覺を失つた所謂醉生夢死の生活といふ外はない。そこには何等の向上も發展も望むことは出來まい。周到な注意を以て一日一日の自己の生活に反省を加へ、日々の生活を漸次より高く、より貴いものへと建設を進めて行く時、希望と理想とへの大道は自ら我等の眼前に開けて來るであらう。

三 合理化

我等が自覺の生活を營む爲には、毎日の生活が無駄なく能率的に行はれるやうに心掛けねばならぬ。時間や財物の浪費は勿論

〔醉生夢死〕
何のなすこと
もなくいたづ
らに一生を送
ること

之を避け、一日の努力と活動とが十分な成果を齎すやうに工夫し、總ての點に就いて生活の合理化を圖ることが肝要である。それには先づ生活に秩序を立てることが大切である。我等の活動は適當な榮養・休息・睡眠を得て始めて肉體的にも精神的にも高い能率をあげ得るのである。従つて寢食・仕事・休養等を各自の生活上から適當に割當てた日課を作り、これによつて規則正しい生活を營むことが最も望ましい。又休養にあてられた時間にしても、それを讀書や藝術其の他健全なる娛樂の爲に用ひ、更にかうした機會に一日の生活を反省することが賢明な時間の活用法といへよう。次に物の使用に就いては綿密な經濟的配慮を以て其の價値を十分に發揮し得るやうに使用し、特に廢物利用の方法をよく工夫しなければならぬ。最後に反省を要するのは我等の日常生活を阻害する陋習である。日々の十干十二支や數によつて物事の

〔活用法〕
いかして用ひ
る仕方

〔經濟的配慮〕
無駄のないや
うな手筈

成否吉凶を考へることなどの迷信を避くべきは勿論、我等の正當なる努力を殺ぎ正しい條理にもとる妄信や、地方によつて存する種々の陋習は、敢然之を排除しなければならぬ。

四分度

我等が如何に大なる希望を有し、高遠なる理想を懐くにしても、我等の能力には自ら限界がある。現在の己の力を以て一日に耕す事の出来る田畑の廣さは限られて居り、一年の間に爲し得る仕事の分量にも其の範圍といふものがある。かゝる限度や範圍を考慮する事なく、徒に莫大な成果のみに心を奪はれて、日々不安な焦慮に驅立てられるのは、足元を見ずに山を駈け登るにも等しく、危険此の上もない。これと共に自己の境遇や能力を濫に輕蔑し、進取の氣象を失ひ、無爲退嬰に陥る事も十分に戒めなければならぬ。

〔焦慮〕

あせる心

〔退嬰〕

しりぞき守る

こと

ぬ。我等は高らかな青年の意氣を以て希望を大きく有つことが必要であると共に、之を實現するに當つてはあくまでも冷靜に自己の力量を考へて、それに應じて日々の爲し得る仕事の分度を定め、計畫的に一步一步と着實に成果を收めながら前進しなければならぬ。

焦ることなく、怠ることなく一日は一日だけの事を確實になし遂げ、次第次第に計畫を實現し、さうして最後の目的地に到達しようとする分度の生活こそ、とかく熱し易く冷め易い我等青年に最も必要なことである。

五 一日の充實

我等は一日の生活を如何に送り、日々の建設を如何にしてなすべきかを學んだ。今後はこれらの事を實踐躬行してあくまで意

〔躬行〕

身をもつて自

ら行ふこと



(作-レミ) 祈

謝の念とに満される。

我等青年は行く手に數多い希望や理想を描きながら現實を忘

義深い一日を送るやうにしなければならぬ。こゝに一日の生活は始めて充實し、かうした毎日を繰返すことに依つて、それがやがては習性となり、積り積つては牛歩ウツパよく千里の道を致すといふ譬の様に、豊かな充實した人生を送ることが出来るのである。これに反して一日一日を空しく過す者は怠惰たいだな生活が習性となつて、遂に一生を無爲に終ることになるであらう。朝露を踏んで勇躍ゆうやく田畑に出掛け、充實した一日を送つて、夕映ゆふばを浴びつゝ、家路を辿るとき、我等の心は満足の喜と感

〔習性〕
ならはし

れることなく、一日の充實に努力し、日々新に建設を遂げなければならぬ。かうして遂に我等一個人の充實した生涯が完成せられる許りではない。郷土も國家もこれによつて日々に充實し、年々に興隆するのである。

(設問)

- (一) 自己の生活に即した時間の活用法を述べよ。
- (二) 郷土に於て打破すべき陋習を挙げよ。
- (三) 自己の生活に應じて如何に分度を立つべきかを考へよ。

昭和十六年四月十八日
 昭和十五年五月二十五日
 昭和十四年五月二十五日
 昭和十三年五月二十五日
 昭和十二年五月二十五日
 昭和十一年五月二十五日
 昭和十年五月二十五日
 昭和九年五月二十五日
 昭和八年五月二十五日
 昭和七年五月二十五日
 昭和六年五月二十五日
 昭和五年五月二十五日
 昭和四年五月二十五日
 昭和三年五月二十五日
 昭和二年五月二十五日
 昭和元年五月二十五日

(修身及公民科) (本科男子五年制用)
 日本青年學校教科書 卷三
 定價貳拾錢

不許複製



著者

石山脩平
 海後宗臣
 伏見猛彌

發行者

增田義一
 東京市京橋區銀座西一丁目三番地

印刷者

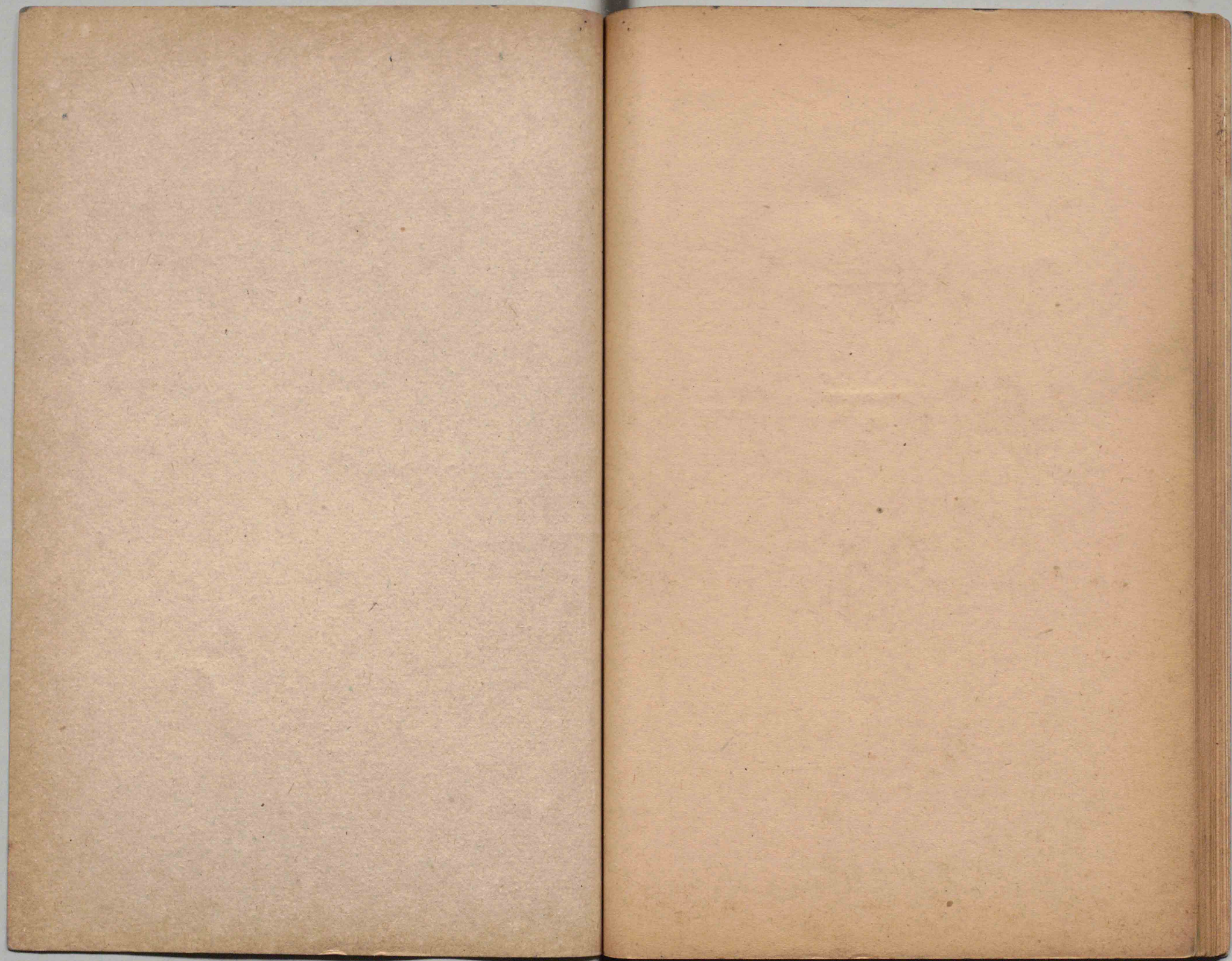
根本力三
 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所

東京市京橋區銀座西一丁目三番地
 振替口座番號東京參貳六番
 電話京橋(56)五一二一—五

實業之日本社

大日本印刷株式會社印刷



広島大学図書

2000080167

